

## 平成 28 年度 彦根市子ども・若者プラン該当施策 新規・拡充事業（案）概要

|      |  |
|------|--|
| 基本視点 | 1 子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり   |
| 施 策  | 1 (1) 子ども・若者を応援する体制の整備充実<br><p>○ニートやひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、(仮称)彦根市子ども・若者支援センターを設置し、子ども・若者の総合相談に応じるとともに、(仮称)彦根市子ども・若者支援ネットワークを設置し、関係機関との連携を図る。(子ども・若者支援事業)</p> <p>○国民体育大会開催を控え、将来中心選手となる年代の子どもたちの競技力を向上させるため、様々な競技スポーツに親しむ機会として、ジュニア期スポーツ教室を開催する。(社会体育関係団体活動支援事業)</p> <p>○家庭相談員を2名から3名に増員し、相談体制の充実を図る。(家庭児童相談室運営事業)</p>   |
| 施 策  | 1 (2) 子ども・若者育成のための社会環境づくり<br><p>○子どもセンター・ふれあいの館において、平成28年度より指定管理者による管理運営を行う。<br/> 指定管理期間：平成28年4月1日から平成32年3月31日まで(4年間)(子どもセンター管理運営事業、ふれあいの館管理運営事業)</p>  |
| 基本視点 | 2 子ども・若者の育ちに応じた支援  |
| 施 策  | 2 (1) 地域における子育て支援の充実<br><p>○地域における子育て支援の充実を図るため、3か所目の地域子育て支援拠点を整備する。(2か所→3か所)(地域子育て支援事業)</p> <p>○家庭相談員を2名から3名に増員し、相談体制の充実を図る。(家庭児童相談室運営事業) 【再掲】</p>  |
| 施 策  | 2 (2) 保育・教育の充実<br><p>○平田幼稚園の施設整備に当たり、幼稚園の定員割れと保育所の待機児童の解消を図るため、(仮称)平田認定こども園を新築する。[H29.4開園予定](認定こども園整備事業)</p> <p>○園児の安全確保と保育・教育環境の充実を図るため、老朽化が著しい稲枝東幼稚園の仮設園舎の現地建替えを行う。(稲枝東幼稚園仮設園舎設置事業)</p> <p>○保育サービスの量的拡充を図るため、民間事業者による定員30名の乳児保育所1園の新設に対する補助を行う。[H29.4開園予定](民間保育所施設整備事業)</p> <p>○中学校の運動部活動の充実を図るため、地域に住むスポーツの技能や専門的知識を持つ外部指導者を活用する「スポーツエキスパート活用事業」を拡充する。(年間30回→45回)(小中学校体育振興事業)</p> <p>○小・中学校における外国語教育および国際理解教育の推進のため、民間委託による外国語指導助手(ALT)を各小・中学校に配置し、外国語を通じて言語や文化に対する能力の育成を図る。また、市内の11小学校が教育課程特例校として、低学年からの英語教育に取り組む。(国際理解教育推進事業)</p> <p>○子ども一人ひとりの基礎的な学力の定着をアセスメントし、その結果に基づく指導により学力の向上を図るため、彦根市基礎学力テストを実施する。また、様々な課題により小学校低学年からの基礎学力の定着が十分ではない学校に、市費の臨時講師(3名)を配置することにより、基礎的な学力の定着を図る。(学力向上推進事業)</p> <p>○家庭相談員を2名から3名に増員し、相談体制の充実を図る。(家庭児童相談室運営事業) 【再掲】</p> |
| 施 策  | 2 (3) 自立に向けた支援<br><p>○ニートやひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、(仮称)彦根市子ども・若者支援センターを設置し、子ども・若者の総合相談に応じるとともに、(仮称)彦根市子ども・若者支援ネットワークを設置し、関係機関との連携を図る。(子ども・若者支援事業) 【再掲】</p> <p>○ひとり親家庭の自立に向けて親の学び直しを支援し、より良い条件での就労や雇用の安定を目指す。高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、講座受講費用の軽減を図るとともに、他の自立支援施策等を組み合わせる等し、効果的に学び直しを支援する。(ひとり親家庭自立支援事業)</p> <p>○家庭相談員を2名から3名に増員し、相談体制の充実を図る。(家庭児童相談室運営事業) 【再掲】</p>  |

|   |                            |
|---|----------------------------|
| 基本視点  | 3 みんなが共に育つための子ども・若者への支援    |
| 施 策   | 3 (1) 児童虐待・配偶者への暴力などの防止    |
| ○家庭相談員を2名から3名に増員し、相談体制の充実を図る。(家庭児童相談室運営事業) 【再掲】   |                            |
| 施 策   | 3 (2) 青少年非行の防止             |
| 新規・拡充施策はありません。  |                            |
| 施 策   | 3 (3) ひきこもりやニートなどへの支援      |
| ○ニートやひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、(仮称)彦根市子ども・若者支援センターを設置し、子ども・若者の総合相談に応じるとともに、(仮称)彦根市子ども・若者支援ネットワークを設置し、関係機関との連携を図る。(子ども・若者支援事業) 【再掲】   |                            |
| 施 策   | 3 (4) 障害のある子ども・若者への支援      |
| ○子ども療育センターの療育部門と、発達支援室の相談部門を統合し、(仮称)発達支援センターとするための設計を行う。(彦根市子ども療育センター管理運営事業)  |                            |
| ○ことばに障害のある就学前の幼児を対象とした「ことばの教室」の通級利用者が増加していることから、指導員を1名から2名に増員し、言語指導の充実を図る。(特別支援教育推進事業)  |                            |
| ○重症心身障害児者および強度行動障害者等の在宅生活を支援するために、条件を満たす指定生活介護事業所等へ報酬加算(補助)を行う。在宅重度障害者等支援事業補助金『障害児対応看護師配置加算事業』の加算算定方法を変更し、対象を指定放課後等デイサービスに指定児童発達支援の事業所も加える。(在宅重度障害者等支援事業)   |                            |
| ○障害のある人や高齢の人等が、安心して気軽に外出できるように、市内の公共施設や商業施設等のバリアフリー情報が検索できるマップ(ぶらりおでかけ!ひこねバリアフリーまっぷ)のリニューアル・バージョンアップ等を図る。市民および観光客等がより使い易く、情報が得やすいマップへと進化させ、その維持管理を図る。(障害者援護事業)  |                            |
| 施 策   | 3 (5) ひとり親家庭など、家庭の状況に応じた支援 |
| ○ニートやひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、(仮称)彦根市子ども・若者支援センターを設置し、子ども・若者の総合相談に応じるとともに、(仮称)彦根市子ども・若者支援ネットワークを設置し、関係機関との連携を図る。(子ども・若者支援事業) 【再掲】   |                            |
| ○ひとり親家庭の自立に向けて親の学び直しを支援し、より良い条件での就労や雇用の安定を目指す。高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、講座受講費用の軽減を図るとともに、他の自立支援施策等を組み合わせる等し、効果的に学び直しを支援する。(ひとり親家庭自立支援事業) 【再掲】 |                            |
| ○ひとり親家庭等で18歳未満の児童等を養育している者支給している「児童扶養手当」の第2子加算10,000円、第3子加算6,000円に増額する。(児童扶養手当支給事業)   |                            |
| 基本視点  | 4 子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり   |
| 施 策   | 4 (1) 安心して出産・子育てができる環境づくり  |
| ○妊娠・出産から育児までを包括的に相談や支援ができる子育て世代包括支援センター(利用者支援事業母子保健型)としての窓口の整備を図る。産前・産後サポート事業の推進(乳幼児個別相談のスタッフに助産師を追加)のほか、産後ケア事業の委託(産後ショートステイ・産後デイケア)を図る。(まち・ひと・しごと妊娠出産包括支援事業)   |                            |
| ○家庭相談員を2名から3名に増員し、相談体制の充実を図る。(家庭児童相談室運営事業) 【再掲】   |                            |
| 施 策   | 4 (2) 乳幼児の発達と保護者への支援       |
| ○家庭相談員を2名から3名に増員し、相談体制の充実を図る。(家庭児童相談室運営事業) 【再掲】   |                            |
| 施 策   | 4 (3) 安全・安心なまちづくり          |
| ○まちづくり推進事業総合補助金において、自治会等が設置、管理する防犯カメラの購入に対する補助を実施する。(自治会支援事業)   |                            |